

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和７年１０月１７日 横浜地方法務局相模原支局 登記官 秋山 篤
記

１ 手続番号

- (1) 第０２１９－２０２３－００４６号
- (2) 第０２１９－２０２３－００４７号
- (3) 第０２１９－２０２３－００４８号
- (4) 第０２１９－２０２３－００４９号
- (5) 第０２１９－２０２３－００５０号
- (6) 第０２１９－２０２３－００５１号
- (7) 第０２１９－２０２３－００５２号
- (8) 第０２１９－２０２３－００５３号
- (9) 第０２１９－２０２３－００５４号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 相模原市中央区田名字久所河原１１１３８番
- (2) 相模原市中央区田名字久所河原１１１４２番
- (3) 相模原市中央区田名字久所河原１１１４６番
- (4) 相模原市中央区田名字久所河原１１１４７番
- (5) 相模原市中央区田名字久所河原１１１５８番
- (6) 相模原市中央区田名字久所河原１１１８１番
- (7) 相模原市中央区田名字久所河原１１１８８番
- (8) 相模原市中央区田名字久所河原１１２０２番
- (9) 相模原市中央区田名字久所河原１１２０９番